

国税通則法改定案とその問題点

(現 行)		(改 正 法 案)	問 題 点
国 税 通 則 法(昭和37年4月)		国税にかかる共通的な手続きならびに納税者の権利及び義務に関する法律	納税者の義務法であり課税庁の権利法
第 1 条	目的 この法律は、国税についての基本的な事項および共通的な事項を定め税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税の義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。	1 条 目的 この法律は、国税についての基本的な事項および共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ、税務行政の公正な運営を確保し、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。	国民の権利利益の保護を図りつつ、課税庁の課税するための権利を確保し・・・と改正。 課税庁の権限強化を図り、納税者の「義務の強化」が強調されるとになる。
第 4 条	他の国税に関する法律との関係	第 4 条を 3 条の 2 に変更	
		4 条 納税者権利憲章の作成及び公表 国税庁長官は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて簡易に記載した文書（以下この条において「納税者権利憲章」という。）を作成し、これを公表するものとする。 一、納税者権利憲章を作成する目的及びその根拠となる法律の規定 二、第 1 7 条（期限内申告）に定める納税申告書の法定期限内の提出及び第 3 5 条（申告納税方式による国税等の納付）に定める納期限内の納付並びに第 1 1 条（災害等による期限の延長）に定める災害等による期限の延長 三、第 2 3 条（更正の請求）に定める更正の請求 四、第 2 4 条（更正）又は第 2 5 条（決定）に定める更正または決定 五、第 3 4 条（納付の手続き）に定める国税の納付の手続 六、第 3 7 条（督促）及び第四章第一節（納税の猶予）に定める督促及び納税の猶予ならびに国税徴収法に定める滞納処分、換価の猶予及び滞納処分の停止 七、第 5 6 条（還付）及び第 5 8 条（還付加算金）に定める国税の還付金又は過誤納金の還付および還付加算金の加算 八、第六章第一節（延滞税及び利子税）に定める延滞税及び利子税の納付並びに納付の猶予等の場合の延滞税の免除 九、第六章第二節（加算税）に定める加算税の賦課及びその減免 十、第 7 0 条（国税の更正、決定等の期間制限）に定める国税の更正決定等の期間制限並びに第 7 2 条（国税の徴収権の消滅時効）及び第 7 4 条（還付金等の消滅時効）に定める国税の徴収権及び還付金等の消滅時効 十一、第七章の二（国税の調査）に定める質問検査権、調査の事前通知、調査の終了通知および身分証明書の携帯 一二、国税庁長官、国税局長もしくは税務署長または関税長が国税に関する法律に基づき申請により求められた許認可等を拒否する処分または不利益処分をする場合の行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 8 条（理由の提示）及び第 1 4 条（不利益処分の理由の提示）の規定に基づく理由の提示 十三、第 7 5 条（国税に関する処分についての不服申し立て）及び第 1 1 4 条（行政事件訴訟法との関係）に定める国税に関する法律に基づく処分に関する不服申し立て及び訴訟 十四、税理士法に定める税理士又は同法 5 1 条 1 項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知した弁護士が同法の規定により行う同法第 2 条第 1 項各号（税理士の業務）に掲げる税務代理、税務書類の作成及び税務相談 十五、納税者からの照会、相談又は苦情への対応その他納税者による申告及び納付を適正かつ円滑なものとするために国税庁、国税局及び税務署の行う情報提供 十六、国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員がその職務の遂行にあたり法令に従う義務及びこれらの当該職員が	（新設） 「納税者権利憲章」作成を法律で義務付け。平成24年 1 月 1 日に公表。しかし、その文書は単なる行政文書となる可能性もある。 「文書」は法的な性格を明確にし、裁判規範性のあるものにすべきである。また、作成を国税庁長官に委ねることは公平性を欠く。 納税者権利憲章に定められる 2 ～ 1 0、1 1 ～ 1 4、1 6 は既存の税法に定められているもので何ら新たな権利を定めるものではない。 納税者権利憲章を作るに当たりもっとも重要な「国民が納税に関して行った手続きは、誠実に行われたものとして、これを尊重すること」（誠実性推定の原則）が全く触れていない。 国民・納税者は課税庁から主権者・国民として公平・公正かつ丁寧に遇される権利を有する旨を明記すべきである。

		職務上知り得た秘密を守る義務 十七、前各号に掲げるもののほか、国税庁が行う事務の実施基準 その他当該事務の実施に必要な準則に関する事項その他国税 に係る手続き並びに納税者の権利及び義務に関する事項	何が規定されるのか国税庁の判断に任せられており、注意 が必要。
2 3 条	更正の請求 1 年	2 3 条	更正の請求が1年から5年に延長・法定化されることは納 、税者にとって、一定のメリットがあると思われるが、更正 の期間延長に伴い、調査も3年から5年に延長されることに なるだろう。納税者にとっては大きな負担増になる。
7 0 条	国税の更正、決定等の期間制限 3 年	7 0 条	
七章の二	行政手続法との関係	七章の三に変更	行政手続法から除外する規定は改正すべきである。
		七章の二	(新設) 所得税法2 3 4条、法人税法1 5 3条、消費税法6 2条等の 質問検査権の項をほとんどそのまま持ってきている。 質問検査の対象はこれまでと変わりはないが、検査権に 「質問し、検査し」のほか「物件の提示・提出」が法制化 される。質問検査権が一段と強化されることになると思わ れる。
		7 4 条の2	(反面調査先) - 事前通知も無予告もできる
		当該職員の所得税に関する調査に係る質問検査権 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又 は税関の当該職員(消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、 所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるとき は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に 質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、 又は当該物件(その写しを含む。次条から第7 4条の6まで「当 該職員の質問検査権」において同じ。)の提示若しくは提出を求 めることができる。 一、所得税に関する調査 次に掲げる者 イ 納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者 ロ 支払調書、源泉徴収票、信託の計算書等を提出する義務が ある者 ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があった と認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は イに掲げる者から金銭若しくは金銭の給付を受ける権利があっ たと認められる者若しくは当該権利があると認められる者 二、法人税に関する調査 次に掲げる者 イ 法人 ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払い若しくは物品の譲渡をす る義務があると認められる者又は金銭の支払い若しくは物品 の譲渡を受ける権利があると認められる者 三、消費税に関する調査 次に掲げる者 (省略) 四、消費税に関する調査(関税の当該職員が行う者に限る) (省略) 2. 分割があった場合の分割法人(省略) 3. 分割があった場合の法人の消費税(省略) 4. 第1項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税 務署の当該職員は、法人税に関する調査にあつては法人の納税 地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に、消費税に関する 調査にあつては消費税法に規定する事業者の納税地の所轄国税 局又は所轄税務署の当該職員にそれぞれ限るものとする。	提出物件の留置きは課税庁の権限強化、税務調査の強化 任意調査で帳簿書類を強制力を持って「留置」することは すべきではない。これまでは帳簿等の持ち帰りは拒否でき たがそれでも脅しの言動を用いて借用していった。これか らは帳簿等の借用要求に拒否できなくなる。(拒否に対して は罰則を新設。)調査権が大幅に強化されることになり調 査技法も大きく変化する可能性がある。 国犯法では「領置」(納税者の承諾のもとにあずかること ができる。)となっている。
		7 4 条の3	所得税法2 3 4条、法人税法1 5 6条等の規定
		7 4 条の4	
		7 4 条の5	
		7 4 条の6	
		7 4 条の7	
		7 4 条の8	
		7 4 条の9	調査の事前通知・手続きを法制化することについてはこれ までの運動の成果。 しかし、問題はその内容。納税者の権利を擁護するより、

	職員」という。)に納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等(以下「納税義務者等」という。)に対し実地の調査において第74条の2から74条の6まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等(税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第2項において同じ。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査権等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日をいう。以下この条において同じ。)前に交付する旨を通知したうえで、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。 一、調査を開始する日時 二、調査を行う場所 三、調査の目的 四、調査の対象となる税目(調査の相手方が当該納税義務者である場合に限る。) 五、調査の対象となる期間 六、調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七、その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項 2. 前項の規定にかかわらず、当該納税義務等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。 3. 税務署長等は、第1項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同行第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあった場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。 4. 用語の意義(省略)	課税庁の権限強化になっているのではないか。 調査の開始日 - 調査開始日前日まで、調査終了日までに文書で通知すれば良いことになっている。 その変更については「合理的な理由」が必要であり、更にその申し出があった場合、課税庁は「協議するよう務め」ればよいことになっている。 少なくとも2週間前までに文書で通知とすべきである。 調査の目的 - 調査の理由とすべきである。調査には必ず理由がある。納税者は受忍義務を負っている。調査の合理的理由と客観的必要性が判断できる程度の理由が告示されるべき。調査をスム - ズに行う為にまた、納税者の負担をできるだけ軽減するためにも理由は開示すべき 調査の期間 - 更正期間の5年が調査の期間として記載されることになり、直近期に誤りがない場合でも5年間調査される可能性があり、調査が長期間になる。 調査立会 - 調査は納税者が指定する第3者のの立会を認め、そのもとに行なわなければならない。とする規定が必要ではないか。 調査の可視化 - 録画・録音権を明記すべきである。 調査の承諾 - 調査は納税者から「承諾した」旨の通知を得たのちに行うことを制度化すべきである。
74条の10	事前通知をしない場合の書面の交付 前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である納税義務者等の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にする恐れその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認める場合には、同行の規定による通知および書面の交付を要しない。 2. 前項の場合において、税務署長等は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第1項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く)を記載した書面を交付するものとする。	無予告現況調査を法制化することになる。 これまでは、税務運営方針や通達で無予告調査を行う場合の条件を示していたが「調査の遂行に支障を及ぼす恐れ」と規定されれば、課税庁の恣意的な判断で無予告調査が自由にできることになる。 また、無予告の調査に対して「今日はダメ」という合理的な理由をその場で出さなければ調査延期ができなくなる。 第3者立会や録音権等が規定されていなければ不当な調査は無くならない。 無予告現況調査をする場合はその理由を開示し、納税者の承諾を法制化すべきである。
74条の11	調査の終了通知 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。 2. 国税に関する調査の結果、更正決定等すべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。以下この項において同じ。)を説明し、当該調査結果の内容を簡潔に記載した書面を交付するものとする。 3. 前項の書面を交付する場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申し立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。 4. 税務署長等は、第2項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があったとき又は更正決定等をしたときは、当該	課税庁に調査結果の説明義務を課すことになりこの点について見れば一歩前進かもしれないが「その時点において」という但し書きがあり課税庁は「新たな情報」を得た場合は再調査を何時でもできることになっている。 現行でも「再更正」の規定(通則法26条)があり、ここでさらに規定することは課税庁の権限強化を図るものである。 税務調査といえども「禁反言の原則」「信義誠実の原則」は適用されるべきである。 白色申告者にも「理由付記」を義務付けたことは評価できる。安易な推計調査はできない半面、「反面調査」等調査が細かく厳密に行われることになるだろう。 しかし、一方で所得税法231条の2の「所得300万円以下の事業者についての記帳義務免除規定」を廃止しており、中小零細事業者にとっては「記帳・保存」が大きな負担増となり、課税庁にとっては、記帳がないことを理由にした反面調査等が容易に行うことができる。 修正申告の勧奨 - 修正申告を強要することを法律化したに等しい。自主申告件を無視し、爾後の納税者の権利救済の

	納税義務者に対し当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。 5．前3項の規定にかかわらず、これ等の項に規定する書面は、調査を伴わない調査の場合には、当該納税義務者から求めがあった場合に限り交布するものとする。 6．第1項から第4項までに規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する説明又は通知若しくは交付に代えて、当該親法人への説明等を行うことができる。 7．実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について第74条の9第4項第四号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第1項から第4項までに規定する説明に代えて、当該税務代理人への説明を行うことができる。 8．第1項又は第4項の通知をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第74条の2から74条の6まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受けた納税義務者に対し、質問検査を行うことができる。	道をふさぐものである。 修正申告書を出さなければ「調査終了通知書」を出さないと圧力をかけることもできる。 税務代理人への説明は「納税者の同意」が必要と規定 「代理人届」を提出している場合は代理人を通して行うことを原則化すべきである。
	74条の12 当該職員の団体に対する諮問及び官公庁への協力要請 国税庁等の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは事業を行う者の組織する団体に、その団体員の所得の調査に関し参考となるべき事項を諮問することができる。 2～7（省略）	所得税法235条の規定
	74条の13 身分証明者の携帯等 国税庁等又は税関の職員は、第74条の2から74条の6まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合または前条の職務を執行する場合には、その身分をしめす証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	所得税法236条、法人税157条等の規定
十章 罰則 127条	十章 罰則 128条に変更	
	127条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。 一、第23条3項（更正の請求）に規定する更正の請求書に偽りの記載をして税務署長に提出したもの 二、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 三、物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由なくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録した帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者	（新設） 課税庁の質問検査権の強化を担保したもの